

は移転の請求権の保全のための仮登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の仮登記  
又は移転の請求権の保全のための仮登記

千分の〇・五

地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の仮登記又は移転  
の請求権の保全のための仮登記

千分の一・五

所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記

千分の一

所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記

千分の〇・五

所有権である相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

千分の一

所有権以外の権利である相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための  
仮登記

千分の〇・五

2 前項の場合において、登録免許税法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかか

わらず、次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

所有権の保存の登記

千分の一

所有権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
所有権の共有物の分割による移転の登記	千分の一
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の二・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の二・五
所有権の信託の登記	千分の一
所有権以外の権利の信託の登記	千分の〇・五
所有権である相続財産の分離の登記	千分の一
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の〇・五

第七十三条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「を取得し」を「の取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。）をし」に改める。

第七十四条中「平成十五年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に改める。

第七十五条第一号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第七十六条第一項中「千分の二十五」を「千分の八」に改め、同条第二項中「千分の一」を「千分の〇・五」に、「千分の三」を「千分の一」に改める。

第七十七条を削る。

第七十七条の二中「千分の一十五」を「千分の八」に改め、同条を第七十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農業振興地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条の二 農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による農用地利用集積計画の公告の

日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十七条の三を削る。

第七十八条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二第一項中「登記の」を「場合の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けた場合 次に掲げる登記の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 所有権の移転の登記 千分の一

ロ 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一

ハ 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

二 再編強化法第二十六条第一項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部の譲渡を受けたことにより質権又は抵当権の移転の登記を受ける場合 千分の一・五

第七十八条の二第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第一

号中「千分の六」を「千分の一」に改め、同項第一号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第三項第一号中「千分の六」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第四項第一号中「千分の六」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 漁業協同組合が、平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第<sup>○</sup>号）の施行の日の翌日のはずれか遅い日から平成十八年三月三十一日までの間に、漁業協同組合合併促進法第四条第二項の都道府県知事の認定を受けて合併をした場合（当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が市町村のすべての区域以上の区域を地区とする漁業協同組合となる場合その他政令で定める場合に限る。）には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が、当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の一

二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の〇・五

三 船舶の所有権の移転の登記 千分の二

6 森林組合が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、森林組合法第百八条の三第一項の規定により当該森林組合を会員とする森林組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の二

二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一

三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

第七十八条の三を削る。

第七十八条の四第一項及び第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改

め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改め、同条を第七十八条の二とする。

二 独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第五号に掲げる業務（同法附則第二条の規定により当分の間行うこととされている林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第一項第二号に掲げる業務を含む。）

第八十条第一項中「の各号」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第四号中「不動産又は」を削り、「イ又は口に掲げる事項の区分に応じイ又は口に定める割合」を「千分の二十三」に改め、同号イ及び口を削り、同条第五号中「千分の三」を「イ又は口に掲げる事項の区分に応じイ又は口に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 不動産の所有権の取得 千分の一

ロ 船舶の所有権の取得 千分の三

第八十条第二項を削る。

## 第八十一条を削る。

第八十条の二第一項の表の第一号中「千分の六」を「千分の一」に、「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「第八十条」に、「又は同条第二項（第一号から第四号までを除く。）」を「第八十条の二第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）」に、「同条第一項第五号及び同条第二項第五号」を「第八十条第一項第五号、第八十条の二第一項第五号並びに前条第一項第四号及び第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第八十条の二第一項」を「第七十二条第一項及び第八十一条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第八十一条とする。

2 株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合において、次の各号に掲げる仮登記を受けるときは、当該仮登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行つた日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる仮登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための

### 仮登記 千分の一

二 当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記 千分の〇・五

3 株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十二条第二項の規定の適用については、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

第八十条の次に次の二条を加える。

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条の二 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第五条の二第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第

五条第一項若しくは第五条の二第一項の認定又は同法第七条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第六条第一項若しくは第七条第一項の認定に係るものであつて産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に受けたものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日（当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第五条第二項第三号に規定する実施時期）から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の二・五

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応

する部分については、千分の二・五)

三 分割による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五）

四 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） 千分の二十三

五 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の一・五

ロ 船舶の所有権の取得 千分の三

2 前項の場合において、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）

の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間にされた同項の認定に係る同項各号に掲げる事項に關

する登記については、同項第一号から第三号までの規定中「千分の二・五」とあるのは「千分の一・五」と、同項第五号中「千分の一・五」とあるのは「千分の一」とする。

3 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）第二条第一項に規定する金融機関等（同法第五条第四号に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものに限る。）が同法第二条第二項第一号に規定する組織再編成に関して第一項の認定を受けた場合には、当該認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、前二項の規定は、適用しない。

（認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八条の三 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第七条第一項の認定（平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等（同法第二条第一項第一号から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。）が受けたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から

一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社の設立又は資本の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の一・五

二 合併による株式会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の一・五）

三 分割による株式会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の一・五）

四 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の一

一・五

五 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得

## 千分の一・五

六 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五  
2 前項の場合において、平成十八年三月三十一日までにされた同項の認定に係る同項各号に掲げる事項  
に関する登記については、同項第一号から第五号までの規定中「千分の一・五」とあるのは「千分の  
一・五」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の一」とする。

第八十三条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「千分の四」を「千分の  
一・五」に改める。

第八十三条の二中「千分の六」を「千分の一」に改める。

第八十三条の三を次のように改める。

(認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十三条の三 都市再生特別措置法第二十二条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画  
(平成十八年三月三十一日までに同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大  
臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。以下この条において同じ。)に基づき特

定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の同法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の七とする。

2 前項の場合において、平成十七年三月三十一日までに同項に規定する認定を受けた認定民間都市再生事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転の登記については、同項中「千分の七」とあるのは、「千分の五」とする。

3 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

4 認定民間都市再生事業計画に係る特定民間都市再生事業の都市再生特別措置法第二十条第二項第一号

に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業を実施する同法第二十三条に規定する認定事業者又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団（以下この項において「認定事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者等から当該認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第八十三条の四から第八十三条の六までを削る。

第八十三条の七中「千分の十六」を「千分の六」に改め、同条を第八十三条の四とする。

第八十四条（見出しを含む。）中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第八十四条の二を次のように改める。

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)

第八十四条の三 次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第二百六十一号）附則第九条第一項及び第十条第一項
独立行政法人海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百八十五号）附則第二条第一項
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）附則第二条第一項
独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百六十四号）附則第二条第一項
独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八

				十三号）附則第二条第一項
独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第二条第一項	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第四条第一項及び第五条第一項	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一 る法律附則第二条第一項、第四条第一項及び第五条第一項	独立行政法人通關情報處理センター	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構

					部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第一項
独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十九号）附則第四条第一項	独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項	独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項及び第三条第一項
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人北方領土問題対策協会	独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項	独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二条）附則第二条第一項	独立行政法人理化学研究所	独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項
放送大学学園法（平成十四年法律第		放送大学学園法附則第三条第一項			

百五十六号) 第三条に規定する放送

大学学園

2 東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第二百八十八号）附則第十条の規定により東京地下鉄株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第七条の規定により帝都高速度交通営団が行う出資に係る財産の給付に伴い東京地下鉄株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項及び次項において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

4 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構（以下この条において「保有機構」という。）が同法附則第十九条の